

垂れ幕貸出規約

項目	詳細
貸出品	本市の魅力を伝える垂れ幕 1枚当たりのサイズ：横 91.5 cm、縦 180 cm
貸出条件	市内外で実施するイベント、展示会等で本市の魅力を伝えるために掲出を希望する場合に貸出を行います。
貸出対象者	市が認めた市内在住の事業者、団体、個人 ただし、次のいずれかに該当する場合は貸出不可とします。 (1) 市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれのあるとき。 (2) 特定の政治、宗教又は選挙の活動に利用されるおそれのあるとき。 (3) 特定の個人又は団体を市が公認しているような誤解を与え、又は売名に利用されるおそれのあるとき。 (4) 不当な利益を得るために利用されるおそれのあるとき。 (5) 市の事業又は市の認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれのあるとき。 (6) 垂れ幕を正しい使用方法に従って使用しないおそれのあるとき。 (7) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。 (8) (1)～(7)のほか、垂れ幕を使用することが不適当であると認められるとき。
貸出期間	2週間を1単位として最大で2単位(4週間)で貸出を行います。
申込方法	所定の申込書を記入し、総合政策課広報広聴係までメールで申請をお願いします(提出期限…使用希望日の2週間前まで)。 【宛先】 kikaku@city.fukuroi.shizuoka.jp 2営業日以内に利用の可否について回答をいたします。
貸出方法	貸出時は市役所まで受取に来てください。受取が困難な場合は佐川急便にて着払いで郵送します(送料は負担をお願いします)。
貸出単位	No.1～10は「SHIZUOKA FUKUROI」と書かれた垂れ幕と書かれていない垂れ幕を2枚1組にして貸し出します。必ず文字が書かれたものと一緒に掲出をお願いします。最大貸

	出数は 5 組です。 No. 11～20 は 1 枚から貸し出します。
返却方法	貸出期間終了後 3 営業日以内に総合政策課広報広聴係へ返却をお願いします。直接持参できない場合は郵送も可能です（送料は負担をお願いします）。 【返却先】 〒437-8666 袋井市新屋 1-1-1 袋井市総合政策課広報広聴係 宛
破損された場合	破損した場合は修理が難しいため、新たに印刷をし直すことになります。その際は、印刷費をご請求させていただきます（1 枚当たり 1.5 万円程度）。
その他	・連絡なく期日までに返却がない場合は、以降の貸出を行わないことがあります。 ・展示、掲出にあたり事故やけがなどがあった場合、本市は一切の責任を負いません。 ・本市からの承諾後に、破損などの影響で貸出が出来ずご希望に添えない場合もあります。